

福岡県公報

平成二十六年一月二十八日
第三千五百六十七号
増刊 ①

目次

人事委員会

○福岡県人事委員会事務局事務決裁規程の一部を改正する訓令

(人事委員会事務局任用課) …………… 一

正 誤

○再掲(平成二十六年一月十四日福岡県公報第三千五百六十三号増刊

①) 中正誤 (人事委員会事務局給与公平課) …………… 一

人事委員会

福岡県人事委員会訓令第一号

事務局

福岡県人事委員会事務局事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十六年一月二十八日

福岡県人事委員会委員長 簗田孝行

正 誤

発行年月日	26・1・14
番 公 号 報	3563 増刊①
種 類	再掲
番 同 号 上	
ペー ジ	1
欄	上
	下
行	10
備 考	
正	平成二十五年
誤	平成二十六年

福岡県人事委員会事務局事務決裁規程の一部を改正する訓令

福岡県人事委員会事務局事務決裁規程(平成十二年福岡県人事委員会訓令第二号)の一部を次のように改正する。

別表第一任用課の項第十四項の次に次の二項を加える。

十五 福岡県職員の退職手当に関する条例(昭和三十八年福岡県条例第二十七号)に基づく次の事務

1 第七条の六第五項の規定により、応募をした課長補佐以下の職にある事務局職員(以下「応募者」という)について、応募による退職が予定されている職員である旨の認定をすること又はしないことを決定すること。

2 第七条の六第六項の規定により、認定をし、又はしない旨を応募者に通知すること。

3 第七条の六第七項の規定により、退職すべき期日を定めその旨を応募者に通知すること。

十六 福岡県職員の退職手当に関する条例の施行に関する規則(昭和四十九年福岡県人事委員会規則第二号)に基づく次の事務

1 第四条の七第一項の規定により、認定を受けた課長補佐以下の職にある事務局職員(以下「認定応募者」という)の退職すべき期日を繰り上げ、又は繰り下げる事。

2 第四条の七第二項の規定により、新たに定めた退職すべき期日を認定応募者に通知すること。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。